

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第5回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

相続税対策として生前贈与に ついての質問を受けた…



相

続税は、亡くなった人の相続発生時の遺産額に対して課税されます。その時点の遺産額を減少させる手段としては、生前贈与が有効です。

贈与は、贈与者が無償で財産を譲渡する意思を表し、受贈者がそれに応じることで成立します。親が子の名義で預金口座を開設し、親自身はその口座を管理している場合には贈与契約があったとはいえず、単なる「名義借り」となります。名義を借りた子名義の預貯金は相続財産に含まれ、相続税の課税対象となります。

相続税対策として生前贈与を活用するのであれば、贈与者と受贈者の双方で贈与・受贈の意思があったことを証明するためにも、贈与契約書を作成し、必要があれば贈与税申告を行い、不動産の贈与であれば贈与の登記を行うことが

求められます。

なお未成年者への贈与ですが、未成年者は法律行為ができないこととされています。そのため未成年者の法定代理人である親権者(父母)が、受贈者である未成年者に代わって意思表示をすることになります。したがって贈与契約書には、未成年者の代理人として父母の署名押印が必要です。

贈与税は2つの課税方式を選択することができます

贈与税は、個人から財産を贈与された場合にかかる税金で、財産を取得した受贈者に対して課せられます。贈与税の課税方式には、「相続時精算課税方式」と「暦年課税方式」の2つがあり、受贈者が、どちらの方式で贈与税を計算するかを贈与税の申告時を選択することができます。

①相続時精算課税制度

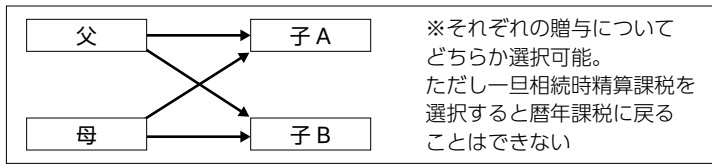
贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった際に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額からすでに納めたその贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。

適用対象者は、60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子または孫に対する贈与とされ、いて、年齢は贈与の年の1月1日現在で判断します。

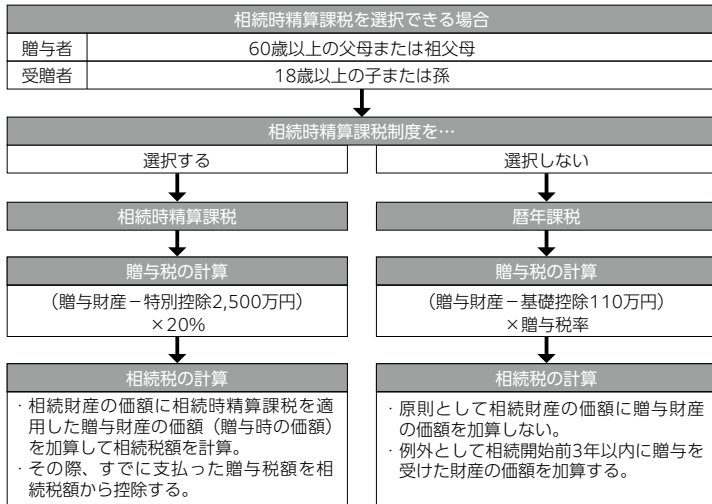
相続時精算課税制度では、受贈者ごとに父母や祖父母からの贈与に対してそれぞれ選択することができます。しかし一旦この相続時精算課税制度を選択すると、贈与者の相続時まで継続して適用され、途中で暦年課税制度に変更することはできません。そのため選



図表1 相続時精算課税と暦年課税の選択



図表2 相続時精算課税制度と暦年課税制度の比較



択の際には、十分に検討する必要があります(図表1)。
相続時精算課税制度による贈与税額の計算は、2500万円の特別控除を超える部分に対して20%の贈与税が課されます。
② 暦年課税制度
相続時精算課税制度を適用した贈与財産は、相続税を計算するときに相続財産に加算しなければな

りません。したがって生前贈与で確実に相続財産を減らしたい場合には、暦年課税方式を選択することになります。
暦年課税方式では、毎年1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から非課税枠110万円を控除した残額に対して、贈与税率が適用されま

特例贈与財産と一般贈与財産で贈与税の税率が異なる

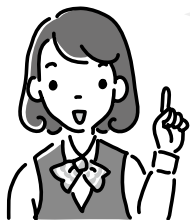
暦年課税方式による贈与税の税率は、特例贈与財産と一般贈与財産とで異なり、特例贈与財産のほうが低く設定されています。特例贈与財産とは、直系尊属(親や祖父母など)から、贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上の直系卑属(子や孫など)への贈与財産のことです。一般贈与財産とは、特例贈与財産に該当しない財産のことです。

暦年課税制度による贈与税率には、贈与財産の金額が高くなればなるほど高くなる累進税率が採用されています。したがって、将来相続税の課税対象となる相続財産を減らすためには、早い時期からの生前贈与が効果的です。

また、相続人に対する相続開始前3年以内の贈与財産は、相続税の対象です。場合によっては、相続人ではない「子の配偶者」や「相続人ではない孫」に対する生前贈与も有効といえるでしょう。



ここまでやるべき!



- 相続時精算課税制度を適用した贈与財産は、相続税を計算するときに相続財産に加算しなければならない。生前贈与で確実に相続財産を減らしたい場合には、暦年課税方式を選択してもらおう
- 暦年課税制度による贈与税率には、贈与財産の金額が高くなればなるほど高くなる累進税率が採用されている。将来相続税の課税対象となる相続財産を減らすためには、早い時期からの生前贈与が効果的と案内しよう